主催：千葉労働局

小売業働き方改革ワークショップ開催のご案内

参加費 無料

小売業集合！

カスハラ対策と働き方・休み方の見直しで働きやすい職場づくりを！

令和8年10月より、カスタマーハラスメント対策を講じることが企業に義務付けられましたが、現場での具体的な対処・周知方法などについて、お困りのことはありませんか？

本ワークショップでは、各社が抱えるカスハラ対策の課題や取組内容、また、雇用管理上の課題や、長時間労働の改善に向けた取組などについて、参加者同士での課題共有や、解決に向けた話し合いを行いたいと思います。同業他社との意見交換を通して、今後の取組を進める上でのヒントを得ていただき、働きやすい職場づくりを目指しましょう！

日時　**令和9年1月27日（水）**
13：30～16：30　（開場13：00～）

場所　**千葉第二地方合同庁舎　1階共用会議室**
（千葉市中央区中央4-11-1）

対象　県内**小売業**者の経営者・店長・管理職・人事・労務ご担当者等

定員　先着**18**名程度（１社２名まで）



お申込方法　ワークショップに参加希望の方は、①，②いずれかの方法でお申し込みください。

①小売業働き方改革ワークショップ申込フォーム
【URL：https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou12/202611_01_workshop】

【申込フォーム】

②小売業働き方改革ワークショップ申込用紙（裏面記載）
申込用紙で申し込む場合は以下の「お問合せ先」に郵送にてご提出ください。

※①，②ともに　〆切　令和9年1月13日（水）

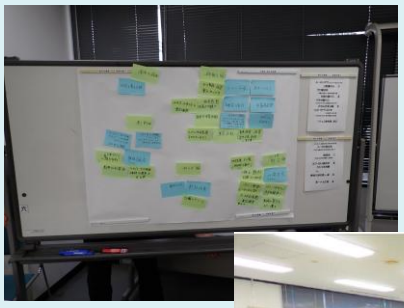
お問合せ先
千葉労働局　雇用環境・均等室
働き方・休み方改善コンサルタント（吉田・茨木）
〒260-8612　千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎１階
TEL:（分室）０４３－３０６－８５５８

プログラム・会場までのアクセス・申込用紙は裏面をご覧ください。

プログラム

- カスハラ対策についての説明　20分
 （労働局職員より、法改正内容やポイントを説明）
- ワークショップついての説明　10分
- グループ討議前半（課題の出し合い）　45分
- 休憩　10分
- グループ討議後半（解決案の出し合い）　50分
- グループごとの発表・共有
 全体のまとめ　30分

昨年度ワークショップの様子





アクセス

※合同庁舎の駐車場は数少ないため、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

【電車】

・JR千葉駅東口、千葉都市モノレール千葉駅、京成千葉駅から徒歩20分
・京成千葉中央駅から徒歩7分
・JR本千葉駅から徒歩10分
・千葉都市モノレール県庁前駅から徒歩7分

【バス】

・JR千葉駅東口バス
　（1）のりば乗車
　中央3丁目下車（JR千葉駅から2つ目）
・JR千葉駅東口バス
　（2）、（3）のりば乗車
　中央4丁目下車（JR千葉駅から2つ目）



キリトリ線

小売業働き方改革ワークショップ申込用紙

会社名			
所在地	〒　　－		
電話番号		E-MAIL	
参加者（２名まで） 役職・氏名 (当日の緊急連絡先)			
興味がある事項	□カスタマーハラスメント対策　□長時間労働の削減 □年次有給休暇　□特別休暇制度 □勤務間インターバル制度　□変形労働時間制の導入 □その他(自由記載) （　　）		